

改正後

現行

<p>（貸借対照表等の公告） 第十八条 1～5（略）</p> <p>6 銀行法第二十条第五項の規定により長期信用銀行が公告すべき中間貸借対照表等の要旨は別紙様式第四号第二（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の二第二）に、貸借対照表等の要旨は別紙様式第四号の三第二（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の四第二）に、中間連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第五号第二に、連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第五号の二第二に定めるものとする。</p> <p>7～9（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ①、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>（貸借対照表等の公告） 第十八条 1～5（略）</p> <p>6 銀行法第二十条第五項の規定により長期信用銀行が公告すべき中間貸借対照表等の要旨は別紙様式第四号第二（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の二第二）に、貸借対照表等の要旨は別紙様式第四号の三第二（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第四号の四第二）に、中間連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第五号第二に、連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第五号の二第二に定めるものとする。</p> <p>7～9（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ①、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～四（略）</p>
--	--

<p>有価証券に関する指標</p> <p>一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう）</p>	<p>（略）</p>	<p>別表第一</p> <p>項目</p> <p>記載する事項</p> <p>（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>五 長期信用銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書</p> <p>ロ 又（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>有価証券に関する指標</p> <p>一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分をいう。）の平</p>	<p>（略）</p>	<p>別表第一</p> <p>項目</p> <p>記載する事項</p> <p>（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>五 長期信用銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び株主資本等変動計算書</p> <p>ロ 又（略）</p> <p>2（略）</p>

(略)	<p>。の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）</p> <p>二 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高</p> <p>三 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高</p> <p>四 (略)</p>
(略)	<p>均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）</p> <p>二 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう。）の残存期間別の残高</p> <p>三 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高</p> <p>四 (略)</p>